

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-61 燃料蒸発ガス発散防止装置</p> <p>7-61-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) 普通自動車、小型自動車及び軽自動車であって、ガソリンを燃料とするものは、炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該自動車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の各号に掲げる基準に適合するものであること。(保安基準第31条第5項関係、細目告示第41条第4項関係、細目告示第119条第4項関係)</p> <p>① 普通自動車、小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）及び軽自動車にあつては、細目告示別添 49「燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量を g で表した値（炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が 2.0 を超えないものでなければならない。</p> <p>なお、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、細目告示別添 117「二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量を g で表した値（炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が 1.5 を超えないものでなければならない。</p> <p>なお、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>[排出ガス非認証車等の適用猶予]</p> <p>(2) ガソリンを燃料とする普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車並びに軽自動車（型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、燃料蒸発ガスの排出を抑制する装置の取付けが確実であり、かつ、損傷がなければよいものとする。(適用関係告示第28条第83項関係)</p> <p>7-61-2 欠番</p> <p>7-61-3 欠番</p> <p>7-61-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、7-61-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。(適用関係告示第28条第1項第2号及び第15号関係)</p> <p>① 昭和48年3月31日以前に製作された自動車（昭和47年7月1日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>② 平成29年8月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入自動車以外の自動車であつて、平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成28年9月30日以前に平成28年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）</p> <p>(2) 次に掲げる自動車については、7-61-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。</p> <p>① 平成14年8月31日以前に製作された自動車（輸入自動車以外の自動車であつて、平成12年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であつて、次に掲げるもの（適用関係告示第28条第58項第1号）</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車</p> <p>イ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車（アに掲げる自動車以外のもの）</p> <p>② 平成15年8月31日以前に製作された自動車（輸入自動車以外の自動車であつて、平成13年10月1日以降の型式指</p>	<p>8-61 燃料蒸発ガス発散防止装置</p> <p>8-61-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて、ガソリンを燃料とするものは、炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該自動車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、炭化水素ガスの排出を抑制する装置の取付けが確実であり、かつ、損傷がないものでなければならない。(保安基準第31条第5項関係、細目告示第197条第4項関係)</p> <p>8-61-2 欠番</p> <p>8-61-3 欠番</p> <p>8-61-4 適用関係の整理</p> <p>7-61-4の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)であって、次に掲げるもの(適用関係告示第28条第58項第2号)</p>	
<p>ア 車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車</p>	
<p>イ 車両総重量が1.7tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(①アに掲げるもの以外のもの)</p>	
<p>③ 平成15年8月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外の軽自動車(輸入自動車以外の自動車であって、平成14年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)(適用関係告示第28条第58項第3号)</p>	
<p>(3) 次に掲げる自動車については、7-61-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第28条第116項関係)</p>	
<p>① 平成23年3月31日(輸入自動車にあつては、平成25年2月28日)以前に製作されたもの</p>	
<p>② 平成23年3月31日(輸入自動車にあつては、平成25年2月28日)以前の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車</p>	
<p>③ 国土交通大臣が指定する自動車であつて、平成23年4月1日(輸入自動車にあつては、平成25年3月1日)以降に製作されたもの</p>	
<p>(4) 次に掲げる自動車については、7-61-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第28条第185項及び第186項関係)</p>	
<p>① ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車(②に掲げるものを除く。)及び軽自動車であつて、次に掲げるもの ア 令和5年3月31日以前に製作された自動車(令和3年1月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)</p>	
<p>イ 令和3年1月1日から令和5年3月31日までに製作された型式指定自動車であつて、令和2年12月31日以前の型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに燃料蒸発ガスの発散防止に係る性能が同一であるもの</p>	
<p>ウ 令和2年12月31日以前の新型届出自動車と燃料蒸発ガスの発散防止に係る性能が同一であるもの</p>	
<p>エ 令和2年12月31日以前の輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに燃料蒸発ガスの発散防止に係る性能が同一であるもの</p>	
<p>オ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和5年3月31日以前のもの</p>	
<p>カ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和5年3月31日以前のもの</p>	
<p>② 令和4年10月31日以前に製作されたガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)</p>	
<p>7-61-5 従前規定の適用①</p>	
<p>ガソリンを燃料とする自動車であつて次に掲げるものは、炭化水素の発散を有効に防止する性能に係る基準は適用しない。(適用関係告示第28条第1項第2号及び第15号関係)</p>	
<p>① 昭和48年3月31日以前に製作された自動車(昭和47年7月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p>	
<p>② 平成29年8月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車(輸入自動車以外の自動車であつて、平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成28年9月30日以前に平成28年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)</p>	
<p>7-61-6 従前規定の適用②</p>	
<p>ガソリンを燃料とする自動車であつて次に掲げるものは、燃料から蒸発する炭化水素の大気中への排出を有効に防止する装置を備えればよい。</p>	
<p>① 平成14年8月31日以前に製作された自動車(輸入自動車以外の自動車であつて、平成12年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)であつて、次に掲げるもの(適用関係告示第28条第58項第1号)</p>	
<p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車</p>	
<p>イ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車(アに掲げる自動車以外のもの)</p>	
<p>② 平成15年8月31日以前に製作された自動車(輸入自動車以外の自動車であつて、平成13年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)であつて、次に掲げるもの(適用関係告示第28条第58項第2号)</p>	
<p>ア 車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車</p>	
<p>イ 車両総重量が1.7tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(①アに掲げるもの以外のもの)</p>	
<p>③ 平成15年8月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外の軽自動車(輸入自動車以外の自動車であつて、平成14年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)(適用関係告示第28条第58項第3号)</p>	
<p>7-61-7 従前規定の適用③</p>	
<p>ガソリンを燃料とする自動車であつて次に掲げるものは、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第28条第</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>116 項関係)</p> <p>(1) 平成 23 年 3 月 31 日 (輸入自動車にあっては、平成 25 年 2 月 28 日) 以前に製作されたもの</p> <p>(2) 平成 23 年 3 月 31 日 (輸入自動車にあっては、平成 25 年 2 月 28 日) 以前の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車</p> <p>(3) 国土交通大臣が指定する自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日 (輸入自動車にあっては、平成 25 年 3 月 1 日) 以降に製作されたもの</p>	
<p>7-61-7-1 性能要件 (書面等による審査)</p>	
<p>(1) 燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、平成 18 年 11 月 1 日付け国土交通省告示第 1268 号による改正前の細目告示別添 49「燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量を g で表した値 (炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値) が 2.0g を超えないものであればよい。 [排出ガス非認証車等のエバポ適用猶予]</p> <p>(2) ガソリンを燃料とする普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車並びに軽自動車 (型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。) については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、燃料蒸発ガスの排出を抑制する装置の取付けが確実であり、かつ、損傷がなければよいものとする。</p>	
<p>7-61-8 従前規定の適用④</p>	
<p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 185 項及び第 186 項関係)</p>	
<p>① ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車 (②に掲げるものを除く。) 及び軽自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車 (令和 3 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)</p> <p>イ 令和 3 年 1 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに製作された型式指定自動車であって、令和 2 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに燃料蒸発ガスの発散防止に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 令和 2 年 12 月 31 日以前の新型届出自動車と燃料蒸発ガスの発散防止に係る性能が同一であるもの</p> <p>エ 令和 2 年 12 月 31 日以前の輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに燃料蒸発ガスの発散防止に係る性能が同一であるもの</p> <p>オ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行後 11 月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 5 年 3 月 31 日以前のもの</p> <p>カ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 4 年 10 月 31 日以前のもの</p> <p>② 令和 4 年 10 月 31 日以前に製作されたガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車 (令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)</p>	
<p>7-61-8-1 性能要件 (書面等による審査)</p>	
<p>(1) 普通自動車、小型自動車及び軽自動車であって、ガソリンを燃料とするものは、炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該自動車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、普通自動車、小型自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。) 及び軽自動車にあっては、細目告示別添 49「燃料蒸発ガスの測定方法」に、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、細目告示別添 117「二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量を g で表した値 (炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値) が 2.0 を超えないものでなければならない。</p>	
<p>なお、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。</p>	
<p>[排出ガス非認証車等の適用猶予]</p>	
<p>(2) ガソリンを燃料とする普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車並びに軽自動車 (型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。) については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、燃料蒸発ガスの排出を抑制する装置の取付けが確実であり、かつ、損傷がなければよいものとする。</p>	